

令和 年 月 日

(住所) _____

(氏名又は名称) _____ 殿

(税関官署の長) _____ 印

とん税及び特別とん税 更正 通知書
決定

開港名		入港年月日	令和 年 月 日
船舶の名称 及び国籍			

上記の開港に入港した船舶に対するとん税及び特別とん税を、とん税法第6条及び特別とん税法第6条の規定により下記のとおり

更正 したので、とん税法施行令第3条及び特別とん税法施行令第2条の規定により通知します。
決定

なお、この通知書により 納付すべき税額
還付する金額 は次表のとおりとなります。納付すべき税額及び延滞税は、令和 年 月 日まで

に、同封の納付書により納付して下さい。

この通知書により納付すべき税額又は還付する金額			理由その他附記事項
区 分	納付すべき税額	円	
	還付する金額	円	

(注意) 上記の税額とあわせて納付すべき延滞税の額は、次により計算して得た額又はその合計額です。

(1) 延滞税の額の計算の算式

延滞税の額

=

納付すべき
本税の額

×

期間 (日数)
法定納期限の翌日
から完納の日まで

×

延滞税の割合
7.3% (注)
〔納期限の翌日から2月を
経過する日後は14.6%〕

×

1
—
365

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1～12/31)で適用することになります。
具体的には次のとおりです。

	納期限の翌日から2月を経過する日まで	納期限の翌日から2月を経過する日後
平成12年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成12年1月1日から平成25年12月31日までの各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号により定められる商業手形の基準割引率+4%	14.6%
平成26年1月1日から 令和2年12月31日まで	年「7.3%」と「平成26年1月1日以後の各年の特例基準割合(前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合+1%)+1%」のいずれか低い割合	年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合
令和3年1月1日以後	年「7.3%」と「令和3年1月1日以後の各年の延滞税特例基準割合(平均貸付割合(前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合)+1%)+1%」のいずれか低い割合	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

(2) 納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、納付すべき本税の額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額により延滞税の額を計算することとなります。

(3) 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額が延滞税の額となります。

記

区 分		課 税 標 準 (純 と ん 数)	税 額	更正により 増加 減少 した税額
更 正	更 正 前		円	円
	更 正 後			
決 定				

◎ 「不服申立てについて」 この処分について不服がある場合には、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。